

大治町社会福祉協議会クローバー基金支援事業等のお知らせ

生活困窮者の支援として

- ①つなぎ資金 ②小口資金 ③行旅病者資金 ④食料支援 を行い緊急時に対応いたします。

①つなぎ資金

- ◇暮らしを営むうえに必要と認められるお金
※このなかに、生活保護費初回支給日までのつなぎ資金枠を設けました。
- ◇貸付額
1世帯 100,000円以内を限度
- ◇利率 無利子
延滞利子は3.0%
- ◇連帯保証人 1名以上必要
※生活保護費のつなぎ資金の場合は必要なし
- ◇償還及び返還
貸付の日から9か月以内に一括又は分割払い
生活保護支給決定者については初回支給日に一括償還

③行旅病者資金

- ◇行旅病者と判断される方に必要と認められるお金
- ◇貸付額
原則 1回 300円
- ◇連帯保証人不要

②小口資金

- ◇ライフラインの停止や財布の紛失等、不時の出費により緊急時一時的に少額の資金が必要と認められるお金
- ◇貸付額
1名につき 2,000円
1世帯当たり 10,000円を限度
- ◇連帯保証人不要
- ◇利率や償還及び返還についてはつなぎ資金と同様

④食料支援

- ◇生活に窮した方に食料を提供
- ◇世帯が必要な適正量をその都度提供する
- ◇セカンドハーベスト名古屋の利用や地域からの食料寄付によって食料品の確保を図っていきます